

介護保険被保険者の障害福祉サービス上乗せについて

(2017年愛知自治体キャラバンまとめ)

23市町村が上乗せ条件を設けている。この内11市町が要介護5の者の条件を設けている。「介護保険サービスのみで必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能」としたのは29市町村。

| 市町村名 | | 障害福祉サービスの上乗せが可能 | 何らかの条件を設けている |
|------|------|-----------------|--|
| 1 | 名古屋市 | | ○ 要支援の該当者は、上乗せできない。 |
| 2 | 豊橋市 | | ○ 要介護5の者。介護保険サービスの半分以上を訪問介護が占めていること。 |
| 3 | 岡崎市 | | ○ 障がい支援区分が6、かつ、介護保険の要介護度が要介護5の者で、上乗せすべき理由が明確なもの。 |
| 4 | 一宮市 | | ○ 介護保険サービスの支給限度までのサービスを利用している。 |
| 5 | 瀬戸市 | | |
| 6 | 半田市 | | ○ ガイドラインを定めて支給している(介護保険非該当時に障害サービスを利用している、介護保険に存在しないサービスを利用している等)。 |
| 7 | 春日井市 | | ○ 居宅介護・重度訪問介護…介護保険の要介護度が要介護5の者。 |
| 8 | 豊川市 | ○ | |
| 9 | 津島市 | | ○ 在宅の障害者であること。介護保険の1か月あたりの訪問通所サービス区分の支給限度基準額まで介護保険のサービスを受けていること。 |
| 10 | 碧南市 | ○ | |
| 11 | 刈谷市 | | ○ 要介護認定が要介護5であり、介護保険の区分支給限度額まで介護保険のサービスを受け、介護保険のホームサービスを介護保険の区分限度額のおおむね5割以上利用する場合。 |
| 12 | 豊田市 | ○ | |
| 13 | 安城市 | ○ | |
| 14 | 西尾市 | | ○ 要介護5の者 |
| 15 | 蒲郡市 | ○ | |
| 16 | 犬山市 | ○ | |
| 17 | 常滑市 | ○ | ○ 要介護5の者 |
| 18 | 江南市 | ○ | |
| 19 | 小牧市 | ○ | |
| 20 | 稲沢市 | ○ | |
| 21 | 新城市 | ○ | |
| 22 | 東海市 | ○ | |
| 23 | 大府市 | ○ | |
| 24 | 知多市 | ○ | |
| 25 | 知立市 | ○ | |
| 26 | 尾張旭市 | ○ | |
| 27 | 高浜市 | ○ | |
| 28 | 岩倉市 | | ○ 区分変更申請の勧奨。個々のケース勘案を行うため、担当ケアマネと関係課と個別支援会議を行う。 |

| 市町村名 | | 障害福祉サービス の上乗せが可能 | 何らかの条件を設けている | |
|------|-------|---------------------|--------------|--|
| 29 | 豊明市 | | ○ | 障害者手帳所持者等の障害福祉サービス利用対象者。介護保険のケアプランを確認し、上限を超えて支給する必要性が認められた場合に支給を検討しています。 |
| 30 | 日進市 | | ○ | 要介護5、障害支援区分6、障害が理由でサービスが必要と認められるとき |
| 31 | 田原市 | ○ | | |
| 32 | 愛西市 | | ○ | 介護保険の要介護度が要介護5であること、ただし介護度4以下でも視覚、聴覚、知的、精神障害者について可 |
| 33 | 清須市 | | ○ | 介護保険が要介護5の者、かつ、障害支援区分6の者 |
| 34 | 北名古屋市 | ○ | ○ | |
| 35 | 弥富市 | ○ | | |
| 36 | みよし市 | ○ | | |
| 37 | あま市 | | ○ | 介護保険の要介護度が要介護5であり、障害支援区分が6の者。介護保険の要介護度が要介護4以下であり、障害支援区分が5またはの者。障害福祉サービスから介護の件へ移行したものであって、介護保険だけでは従前のサービスが維持できないもの。 |
| 38 | 長久手市 | | ○ | 介護保険の要介護度が原則3以上の者 |
| 39 | 東郷町 | | ○ | 65歳以前から障害福祉サービスを利用している方と65歳後初めて福祉サービスを利用する方に対応が異なる。初めて福祉サービスを利用する場合は、要介護4位所を要件として区分認定イン坂出伊級を検討します。東郷町障がい程度区分等認定審査会にて協議脳決定している。 |
| 40 | 豊山町 | | ○ | 要介護5の者 |
| 41 | 大口町 | ○ | | |
| 42 | 扶桑町 | | ○ | もともと福祉サービスを利用してきたものが、介護保険に移行した際において、今までのサービスが低下するばあ、足りない部分を上乗せしています。 |
| 43 | 大治町 | | ○ | 身体障害者手帳所持者(身体以外は診断書等があれば認めることもある) |
| 44 | 蟹江町 | ○ | | |
| 45 | 飛島村 | ○ | | |
| 46 | 阿久比町 | ○ | | |
| 47 | 東浦町 | ○ | | |
| 48 | 南知多町 | ○ | | |
| 49 | 美浜町 | ○ | | |
| 50 | 武豊町 | ○ | | |
| 51 | 幸田町 | | ○ | |
| 52 | 設楽町 | | | 対象者なし |
| 53 | 東栄町 | ○ | | |
| 54 | 豊根村 | ○ | | |